

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第1回）議事録

■日時 令和2年12月18日（金）午前10時30分～午前11時49分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、袖野委員、寺島委員、
宮越委員、宗方委員、保高委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）新宿駅西口地区開発事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観の全6項目について、質疑及び審議を行った。

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 1 回）

速 記 録

令和 2 年 12 月 18 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 10 時 33 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 皆さん、おはようございます。本日は年末のお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日もテレビ会議システムを利用して遠隔参加を交え、会議を実施させていただきたいと思います。

それでは、これより会議を始めさせていただきたいと思います。

本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 1 回第二部会の開催をお願いします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。坂本部長、よろしくお願いいたします。

○坂本部長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度にします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部長 傍聴の方には、新型コロナウイルスの感染リスク低減のためにマスクの着用をお願いいたします。また、発熱や体調不良等の健康状態がよくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となります。

それでは、次第 1 の「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、審議の進め方についてですが、本案件は選定項目数が 6 項目であり、これまでの部会で審議された案件の審議回数などの実績を踏まえて、審議は今回を含めて計 3 回とする予定です。今回第 1 回目の審議を行い、次回 2 回目に審議結果をまとめ、3 回目は総括審議となります。また、事業者参加は今回と次回の 2 回となります。本日の 1 回目では、委員の皆様を確認したい点や疑問点などについて質疑を行っていただき、十分に議論していただきたいと考えております。御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 1 を御覧ください。「(仮称) 新宿駅西口地区

開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見となります。

1、意見書等の件数ですが、都民からの意見書は1件、関係区長からの意見——関係区長は新宿区長と渋谷区長となりますけれども2件、合計3件ございました。

2、都民からの主な意見ですが、今回の環境影響評価の選定項目になっていないものについての意見でございました。ヒートアイランド対策及び地球温暖化防止を求める意見でした。

3、関係区長からの意見ですが、新宿区長からは、「大気汚染」、「騒音・振動」、「電波障害」、「風環境」、「景観」、「その他」について意見がございました。主なものを抜粋して紹介したいと思います。

(2)「大気汚染、騒音・振動」についてですが、工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉じん等、騒音・振動について、環境配慮の取組を求めるものとなっております。

資料をおめくりいただきまして、(4)「風環境」を御覧ください。こちらは、工事完了後に計画地の北側等において平均風速の大きくなる箇所が見受けられる予測になっていることから、環境配慮の取組を求めるというものでございます。

(5)「景観」については、3つ意見がございました。1つ目は、日本有数のターミナル駅である新宿駅周辺の地域特性を踏まえ、新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインに基づき、良好な景観形成がされること。2つ目は、重要な景観資源である新宿御苑からの眺望の影響を検証するため、調査地点を適切に追加すること。3つ目は、計画建物の形態・意匠等の選定に際して、圧迫感の低減の観点で配慮を行うことを求める意見がございました。

その他、環境影響評価の選定項目になっていないものとしまして意見がございました。(6)として、ヒートアイランド対策及び地球温暖化防止。(7)以降ですけれども、緑化計画、悪臭、道路交通対策、歩行者の安全確保、苦情等の処理といった意見がございました。

1枚おめくりいただきまして、渋谷区長からの意見になります。渋谷区長からは、「大気汚染」、「騒音・振動」、「風環境」について意見がございました。

「大気汚染」についてですが、工事用車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染について環境配慮の取組を求めるものでございます。

(2)「騒音・振動」についてですが、解体工事及び建設工事、工事用車両の走行について環境配慮の取組を求めるものとなっております。

(3)「風環境」についてですが、ビル風について環境配慮の取組を求めるものでございま

した。

都民意見、区長意見についての事業者の見解ですが、お配りしております環境影響評価書案に係る見解書の46ページ～51ページに事業者の見解を示してございます。適宜御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○坂本部長 御説明ありがとうございました。

それでは、ここまでのところで御質問等がございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

見解書のほうにも意見に対する対応に関しての記述があるということですので、そちらも御参照ください。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、続いて、事業者から各選定項目の予測評価についての説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、環境影響評価書案の概要について説明をさせていただきます。説明に当たって用いるのは、一番厚い冊子になります本編を抜粋して説明させていただきたいと思っております。内容としては、最初に選定した項目についてと、その次に各論の予測評価の結論を抜粋して説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、評価書案の本編の52ページをお開きいただけますでしょうか。こちらで、冒頭にもお話がありました6項目についてお示ししております。

今回の事業としては、高層建築物の新築ということと、表の下にも注釈2のところでありますけれども、今回は特定の地域に該当しますので、この表の中で丸をつけております項目について選定をしております。大きな項目としましては、上から順に、「大気汚染」、「騒音・振動」、「日影」、「電波障害」、「風環境」、「景観」の項目について選定をしております。

それでは、続いて各所の予測評価の結論についてに参ります。続いて飛びますけれども、118ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらでは、まず初めに「大気汚染」の項目についての工事施工中の予測評価の結果ということでお示しをしております。まず118ページでは、タイトルにもありますとおり、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度の予測評価結果を示しております。分量がありますので、一番下の段落、「以上のとおり」と書いてある文章のところを抜粋して御説明させていただきます。具体的な評価の数字は表の中にあるとおりでございますけれども、一番最後の段落を読み上げさせていただきますと、二酸化窒素の予測結

果は環境基準値内に収まりまして、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回ると予測されております。また、環境保全のための措置を講じることで影響の低減が図られると考えております。

続いて、次の119ページに参ります。こちらでは、工事用車両の走行に伴う大気汚染の予測結果を示しております。こちらも同じく一番下の段落、「以上のとおり」のところから抜粋してお話しさせていただきますと、先ほどと同様の形になりますけれども、二酸化窒素の予測結果は環境基準に収まるということ。また、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回ると予測しております。

では続いて、2ページ先へ行きますして、121ページをお開きください。121ページからは工事の完了後の予測評価の結果を示しております。

こちらは、関連車両の走行に伴う予測結果です。一番下の段落へ参ります。「以上のとおり」というところからです。こちらも、二酸化窒素の予測結果は環境基準値内に収まり、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回ると予測しております。

では続いて、2ページ先の123ページをお開きください。123ページでは、地下駐車場の供用に伴う予測結果でございます。また一番下の段落でございますけれども、二酸化窒素の予測結果は環境基準値内に収まり、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回ると予測しております。

続いて、次の124ページです。「大気汚染」の最後の予測内容になりますけれども、熱源施設の稼働に伴う予測結果でございます。こちらに関しまして、一番最後の段落に記載しておりますけれども、二酸化窒素の予測結果については環境基準値内に収まると予測しております。

「大気汚染」については以上でございますして、次に「騒音・振動」に参ります。156ページをお開きください。「騒音・振動」については、工事の施工中の予測をしております。

まず、156ページは、建設機械の稼働に伴う騒音についてです。こちらも同じく最後の段落を抜粋しますと、予測結果は勧告基準値を下回ると予測しております。騒音は発生しますけれども、環境保全のための措置を講じることで影響の低減を図ってまいると考えております。

続いて、次の157ページについては、同じく建設機械の稼働に伴う振動についてです。一番下の段落にも記載しておりますとおり、予測結果は勧告基準値を下回ると予測しております。

次の 158 ページに参ります。今度は工事用車両の走行に伴う騒音についての予測結果を示しております。一番下の段落に記載しておりますが、予測結果は環境基準値を上回る地点もありますけれども、工事用車両による増加騒音レベルは 1dB 以下と小さく、環境保全のための措置を講じることでさらなる影響の低減が図られると考えております。

では続いて、2 ページ先の 160 ページになります。こちらでは、先ほどと同じく工事用車両の走行に伴う振動についてです。一番下の段落です。予測結果は規制基準値を下回るとともに、増加振動レベルは小さいと予測しております。

「騒音・振動」については以上でございまして、続いて「日影」に参ります。ページで言うと 181 ページをお開きください。

こちらでは、「日影」の予測のうち、時刻別日影図を示したものになります。冬至日における日影の時刻ごとの推移を示したものでございまして、左のオレンジ色の線、朝の 8 時から、右に行くに従って時刻が進みまして、一番右側のピンク色で示したものが 16 時ということで、日影の推移を示しております。

では続いて、めくりまして 183 ページになります。183 ページでは、今度は冬至日におけます等時間日影図を示した図になっております。1 日のうちで何時間日影になっているかという範囲を示したものになります。一番外側の赤色で示したのものから 1 時間、その内側に行くに従って 2 時間、3 時間という形で日影の範囲を示しております。計画地、そして近辺周辺の地域については、日影規制の範囲にはない、規制外という区域になっておりますけれども、少し離れたところ、図の左上あるいは左下、あとは右側、右下の辺りにハッチがかかっているところがございすけれども、こちらが日影規制がかかっている範囲でございす。しかし、図を見ていただくと、規制範囲についても 1 時間以上の日影は生じていないということで、規制基準を順守された形でございす。

では続いて、189 ページをお開きください。189 ページは、「日影」の評価のところでございます。2 段落目の辺りを抜粋しますと、先ほど申し上げたとおり、計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外でありまして、冬至日における 1 時間以上の日影は規制対象区域に生じず、日影規制を満足するという事で予測評価しております。

では続きまして、次は「電波障害」について、201 ページをお開きください。

201 ページには、電波障害の位置、スカイツリーからの地上デジタル放送の電波障害の予測範囲図をお示したのになります。スカイツリーは計画地から東方向にありますので、そこから電波が到来しまして、西側のほうに東京スカイツリーによる遮蔽障害の範囲が出て

くるということで予測をしております。緑色はNHKから民放各局の広域局、そしてオレンジ色のところは県域局ということで東京MXの放送局が該当しております。

では、次の202ページをお開きください。202ページでは、今度は衛星放送の電波障害の予測範囲を示しております。北東から北北東にかけて衛星放送に関する電波障害が予測されるということで、図で示しております。

次の203ページのところで評価の結論をまとめております。2段落目から抜粋しますと、計画建物により、一部の地域において遮蔽障害が生じると予測されますが、計画建物に起因して新たな電波障害が生じた場合には適切な障害対策を講じるということで考えております。

では続いて、「風環境」の項目ということで、217ページをお開きください。

「風環境」についての説明で、2段落目の冒頭にもありますとおり、予測に当たりましては今回、風洞実験を用いて予測を行っております。用いた評価指標としましては、こちらの表に示してあるとおり、4段階で示したもの——領域Aが住宅地相当、領域Bが低中層市街地相当、領域Cが中高層市街地相当、領域Dが強風地域相当で区分される評価指標を用いております。

では、その結果について、222ページをお開きください。222ページでは、風洞実験による風環境の評価ということで、まずは建設前の状況でございます。計画地周辺地域につきましては、建設前の状況で一部、左上のほうに領域Cはありますけれども、それ以外は領域Aまたは領域Bの風環境と予測されております。

次に、223ページにつきまして、建設後の風環境の評価でございます。建物によって周辺の風環境としては領域が変化する地点もございますけれども、いずれの地点も低中層市街地相当の領域Bに収まりまして、新たな領域C、Dはないと予測しております。

それでは、次に228ページをお開きください。228ページでは評価ということで、若干繰り返しになりますが、2段落目のところに記載しておりますが、建設前と比較しますと、領域の変化は見られますが、低中層市街地相当の領域Bに収まりまして、計画地周辺の土地利用としては低中層市街地相当と中高層市街地相当が混在した状況になるため、風環境の領域区分に対応していると考えております。

では続いて、「景観」の項目に参りまして、飛びますが、254ページをお開きください。254ページでは、「景観」の項目のうち、主な眺望地点からの眺望を抜粋して何地点か取り上げさせていただきます。

こちらは、計画地の南東側にあります新宿御苑から見た眺望地点の1つです。このページ

で言うと、上のほうが現況の状況、そして下のところは工事の完了後ということで、ちょうど写真の中央辺りに計画建物が見えるような形になっております。下の枠の文章でも書いておりますけれども、工事の完了後におきましては、樹木の背後に計画建物が新たな高層建築物として認識されるということで、周辺の既存建築物と一団のまとまりを形成しつつ、新宿グランドターミナルの拠点性を象徴する都市的景観が形成されると予測しております。

では続いて、256 ページをお開きください。256 ページは、計画地西側に位置しております新宿中央公園からの眺望でございます。同じく上のほうが現況、そして下が工事の完了後ということで、中央部に計画建物が見えます。予測としましては、計画建物と周辺の高層建築物が一体となって、高度利用が進んだ都市的景観が形成されると予測しております。

では最後になりますけれども、260 ページです。260 ページでは、計画地の北北東側にあります西武新宿駅前から見た眺望でございます。上に現況の写真、そして下側に工事の完了後ということで、中央部に計画建物が見える形になっております。先ほどと同様になりますけれども、こちらも拠点性を象徴するようなランドマークとなり、新たな都市的景観が形成されると予測しております。

評価書案の説明の概要としては以上とさせていただきます。

○坂本部長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

まず、御欠席されている委員の方から事務局でコメントなどを預かっていますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 御欠席されております小林委員と渡邊委員からコメント等は預かってございません。

○坂本部長 了解いたしました。

それでは、本日御出席の委員の方から御質問、御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

○宗方委員 幾つかございまして、まず最初に、ページの早い方から行きたいのですが、1 ページ目にある駐車台数の算定のロジックを補足していただきたいなと思いました。表 3-1 の下のほうに、「新宿駅西口地区駐車地域ルール」の適用とあるのですが、その地域ルールを見ますと、原単位が1 台当たり 400 m² ぐらいとあって、類似施設の駐車実績があつたらそれを配慮できるような理解になっていると思うのですが、その辺の説明が一切ないので、1 台当たり 784 m² の施設を作ってしまうみたいなことに見えてしまいますので、この辺の補足をお願いできればと思います。まず 1 つ目です。

○事業者 こちらについては、今御指摘いただきましたとおり、新宿駅西口地区駐車地域ルールに基づきまして、これを適用した形での駐車台数の設定ということになっております。細かな記載はこちらにはございませんでしたけれども、今のお話にもありましたとおり、類似施設等の実態調査に基づいて設定することができるとされておりますので、そういった類似施設から原単位を設定しまして今回の駐車台数を導いているという形でございます。

○宗方委員 ですので、そういった補足をしてほしいのですよ。そうしないと、単にざるのルールになっていると読めてしまいますので、類似施設はどういうものであって、こんな数字であるとか、そういった地域の御事情を補足していただかないと、ルールそのものが形骸化してしまっているようにも読めてしまいますので、よろしく願います。

○事業者 少し補足させていただきますけれども、地域ルールの協議につきましては、運用協議会と、それから審査組織として専門家の先生方に見ていただきながら進めてまいりました。類似施設につきましては、幸い、既存の小田急百貨店さんのほうでそういう施設を運営されておりますので、その実態を調査して、一般車と荷さばきでどれぐらい使われているかというのを調査して設定しております。それから、事務所のほうも今回新たに導入しますので、そちらにつきましても近傍に小田急サザンタワーがございますので、そちらも調査して、類似施設として原単位を設定しております。

○宗方委員 ありがとうございます。

○坂本部会長 宗方先生の御指摘は、それを分かるように示したほうが良いという趣旨ですか。

○宗方委員 そうですね。これが独り歩きしたときに、根拠は何だったのかということが大変不明瞭な状況になっておりますので、専門家の方々とか地域の方々がかちゃんとチェックしたということが何かあったほうが良いなと思いましたので、お願いいたします。

○坂本部会長 ありがとうございます。

○宗方委員 次に、日照のほうなのですが、確認なのですが、181 ページに日影図がありまして、それから183 ページに日影時間図がありまして、日影図のほうは時間ごとのこま送りみたいな状況で、その中で、ある場所は何時間この建物で影ができるよと示したのが183 ページなのですが、183 ページのほうの1時間のラインのところ、左上の「a16」に近いところの形が、その前の181 ページを見るとオレンジ色で2色がありまして、8時のラインと9時のラインの重複しているところが1時間のはずなのですが、そうすると「a16」——これは学校ですか、そのグラウンドのところ、1時間のところも出ているはずな

のです。ところが、183 ページのところは、きれいにグラウンドの外に 1 時間のラインがあ
って、このずれは何だろうと不思議に思っておりました。何か算定のときにあったのかなと
思ったので、ここは御確認いただければと思います。黄色系のオレンジ色と赤系のオレンジ
色の重なっているところが 1 時間になると思ったのですが、なぜか「a16」のグラウンドの手
前で 1 時間のラインが終わっているのです。これが何か不思議だなと思ったのが 1 点。これ
は今すぐ何かが出るわけではないので、御確認いただければと思います。これはコメントだ
けです。

何か分かりますか。

○事業者 御指摘の点は分かります。基壇部とかの関係もあって、このような表記になっ
ているかと思えます。確認した上でやっておりますけれども、改めて確認させていただきます。

○宗方委員 長々とすみません。最後に、3 点目が景観のほうでございまして、先ほどの新
宿区長様からの意見に対する事業者様の見解などにもありましたし、こちらの概要書にも景
観への配慮という話を書いてありましたが、その辺の方針がもう少し明確にあったほうがい
いなと思ったのです。厚いほうの 268 ページにもありますけれども、上の (3) の (イ) の「壁
面は、単調とならないよう、分節化する」とか、こちらの事業者の見解にも同じようなこと
が書いてありますので、この辺の具体的な方針を、どういう単調なデザインであればよいの
かということ。まだ学術的にもそんなに明確なものは出ていないということで、学者として
も残念な話ではあるのですけれども、この辺は十分に御配慮とか、設計者の考えだけでやっ
たというのではなくて、地域の方々の意見も聞きながらやったという形でやっていただけれ
ばと。単純な意匠だけの話ではなくて、もちろん意匠性も非常に重要なものではあるのです
けれども、御配慮されていると言っている以上は、そういったことについても何らかの御検
討をしていただきたいなと思った次第です。以上です。

○事業者 設計者なのですけれども、御指摘のとおり、「単調とならないようにします」とい
うことが具体的にどうなのかといったところを客観的な評価はできているのかなとか、あち
ら側が言ったきりになっていないかといったことなどは認識しておりまして、今私どももア
セスの評価書案の話と同時並行なのですけれども、景観の計画部会の審査を受けておりまし
て、こちらのほうもまた今度もう一度受けることにもなりますし、あとは学識の先生方にも
入っていただいておりますデザイン検討部会という東京都が仕切られております公の会議が
ございまして、そこでもデザインを見て評価いただいているといった轍を踏んでおります。
ですので、お出ししたものはどうしても、先生のおっしゃるように、意匠というのは主観的

なものも含んでしまうのですけれども、単調とならないようにといったことを意識して提案しまして、学識の先生ですとか計画部会などの審査を受けて、御指摘を反映した形でこれを具現化していくといったプロセスを今まさに踏んでいるところですので、最終的にはそちらの結果も公表されますので、そちらで御評価いただければと考えております。

○宗方委員 ありがとうございます。

○坂本部会長 ありがとうございます。

そのほかのオンラインの先生方から御質問等ございましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○日下委員 日下です。2点あります。「大気汚染」について、基本的には工事が終わった後というのは寄与率も小さいですし、環境基準も各種汚染物質は満たしているのですが、そんなに問題ないかと思えます。ただ、工事中は少し二酸化窒素の寄与率が高くて、一応基準のゾーン内にはあるのですけれども、比較的それなりの値を出しているのです。こちらの評価書案に書いてあるように、建機の集中稼働を避けるとか、最新の機器の採用をするとか、そういうところをしっかりとやっていただければと思います。基本的にはそのようにやる予定であるということですので、しっかりとやっていただければと思います。

もう1つが、アセスの項目ではないのですけれども、ヒートアイランドとか温暖化のことが指摘されていますし、確かにそのビルが大きくなることによって床面積が倍ぐらいになるので、単純に人工排熱とかCO₂とかが増えることはおそらく可能性が高いので、それをどうやって抑えるかと言われると難しいところがあると思うのですが、何か考えられているのかということをお尋ねしたいと思えます。この2点です。

○事業者 まず、1点目の「大気汚染」の工事中の配慮ということで、まさしく先生からおっしゃっていただいたとおり、建設機械の稼働台数も集中稼働を避けるとか、効率的な稼働を図るといったことで環境保全のための措置を徹底してまいりたいと考えております。

次に、先ほどのヒートアイランド、温室効果ガス関連でございますけれども、評価書のところにも、あとは先ほどの見解書の見解のところにも記載しておるのですけれども、各種の省エネ対応等、屋上緑化に努めるとか、そういったことを配慮していきながら環境への負荷を低減してまいりたいと考えてございます。

○日下委員 分かりました。よろしいかと思えます。

○坂本部会長 ありがとうございます。

私が「騒音」の担当なので、私からよろしいですか。

まず最初に確認させていただきたいのは、144 ページにパワーレベルの表があるのですが、
けれども、この表の出典の注釈を見ると低騒音型の機器のパワーレベルであるということで、
これを予測の根拠としているということは、工事は全て低騒音型の機器を使用するというこ
とでよろしいのですよねという確認です。

○事業者 144 ページに記載しているとおりの出典の中で、今回のアセスの予測状況として
は低騒音型の建設機械等、定められているものについてそれぞれを置いていますけれども、
こちらの表に従って設定をしております。

○坂本部長 実際に低騒音型を使われるということでもよろしいですねという確認なので
けれども。

○事業者 昨今、事後調査等も我々のほうでやっている中でも、基本的には低騒音型の機械
というのが普及されている状況ですので、そちらを前提条件としております。ただ、表の中
の一番下の②のところにはコンクリートプラントというのがあるのですが、建設省告
示に指定されていない形になっておりますので、こちらについては低騒音型のものではない
という形で記載してございます。

○坂本部長 承知しました。

それから、工事車両の走行に伴う騒音については、おそらくかなり確度を高く予測できて
いると思うのですが、大体、建設工事の工事中の騒音というのがなかなか、予測と実
体とが合うかという、合わないことも多くて、いろいろ不確定要素がかなり多いのです。
なので、御注意いただきたいということ。

あとは150ページの、最大のときの騒音レベルの予測結果を見ると、大分幅広く影響が及
んでいるようにも見えてしまうのですが、39か月目～42か月目というのは、どういう
段階の工事なのか。要は、音源がどの高さにあるのかとか、その辺のことは分かりますか。

○事業者 まず1点目で、不確定要素という点については、今後も準備調査もございませ
るので、その中で注意しながら確認を進めていきたいと思っております。

後半でいただきました150ページの関連での建設機械の高さですが、順次工事をし
ていく中で、まだ施工者も決まっていなくて不確定な状況ではあるのですが、基本
的には地上レベルに配置したイメージで予測を行っております。具体的にはまた少しレベル差
が出てくる可能性はあるにはあるのですが、今回のアセスの予測状況としては地上レ
ベルに設定して、また、周辺に仮囲いを立てる形での予測ということで設定しております。

○坂本部長 予測条件としては、そのように不確定要素が非常に大きいのでされたという

理解ですね。

○事業者 そうですね。

○坂本部長 あと、ビルの解体工事とか建設工事はかなり大きな騒音が出るので、建設会社さんのほうで騒音対策のための工法とか、いろいろ考えられていると思うのですが、我々の騒音の学会などでもそういう技術のアピールをされる会社が多いのです。騒音に配慮した工事の方法などもお考えいただくほうが良いと思うのですが、その辺の御見解をいただければと思います。

○事業者 おっしゃるとおり、昨今いろいろと解体工事に当たっての低騒音の工法、——よく事後調査をやっている中でもあるのが、つついて解体するのではなくて、圧砕による騒音・振動の少ないような工法がありますし、それ以外にもいろいろと施工者のほうで取り組まれている技術もあります。まだ施工者は決まっていない段階ではありますけれども、また決まった段階の中でその辺りの影響への低減ということで検討を引き続き進めていきたいと思っております。

○坂本部長 よろしくお願いたします。

○宮田アセスメント担当課長 今、坂本部長から、39～42 か月目というのはどういう工事をしているのかという御質問もあったかと思うのですが、そちらについての御回答をお願いします。

○事業者 時期としては、いろいろと、区域が長いものですから、工種がふくそうしているのですが、一部では解体をしながら、ほかのところでは、主に中高層の建物の足元部分ですが、山留、杭・構真柱、地上躯体工事といったものを並行してやっているような状況になっております。

資料編の 35 ページに細かい工程表を掲載しております。資料編 35 ページの 39～42 に該当するところがございます。

○坂本部長 御回答ありがとうございました。

そのほかの先生方から御質問等ございませんでしょうか。今日は第 1 回目ということですので、全般的に幅広く疑問点などを解消していただきたいと思うのですが。

○宮越委員 宮越です。質問よろしいでしょうか。

工事用車両の走行ルート、関係車両の走行ルートについて教えてください。複数の項目に関係する事項かと思えます。また、関係区長からの御意見で、「その他」で道路交通対策や歩行者の安全についての項目とも関係すると思えますが、本計画で、この図にも示されている

ように、車両の走行ルートが集中する新宿駅西口駅前広場については、この評価書案の中で、別事業で再整備予定と書かれています。この別事業で、再整備予定なので詳しいことは書かれていないのだと思うのですが、あまりこの計画書に出てこないのですけれども、この計画との関連や、時間的に重複するとか、そういったことがあれば教えていただきたいと思います。また、本計画の中で、この影響についてどのように考えているのかを教えてください。

○事業者 まず、本編の26ページをお開きください。この26ページのところでは、建物完成後の関連車両の主な走行ルート図ということで、完成後のルートを示したものでございます。計画地西側の西口駅前広場でございますけれども、評価書案に記載のとおり、隣接した広場の再整備が区画整理事業において行われることになりまして、その中で、ちょうど「スバルビル跡地」と吹き出しを書いておりますけれども、そこからは地上部から地下階に下りて行ってまた計画地内などにアクセスするというルートがございまして、こちらのルート設定ということでそれぞれ想定しますと、この図に示した方向別に出入りするということで記載させていただいております。

また、38ページは工事用車両の主な走行ルート図を示したものです。まだ施工者は決まっていない段階ですけれども、環境アセスメントの条件の中で、分散して出入庫するという形で設定しております。まだ具体的に土地区画整理事業の工事内容等が決まっていないという状況の中で不確定な部分はあるのですけれども、おそらく時期によっては連携が必要になってくるということが考えられますので、その辺りはそのときに応じて、調整等が必要になれば調整を図ってまいりたいと考えております。まだ具体的に工期とかが定まっていないと考えておりますので、今後引き続き協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

○宮越委員 分かりました。ありがとうございます。

今、その調整について書かれているところというのは、本計画書の中では33ページの表5.3-1の下のところの2行ぐらい書かれていると思うのですけれども、ここ以外に説明されているところはありますか。調整とかは極めて重要なことと思ったのですけれども。

○事業者 このページ以外には、工事に関しての内容は特に記載してございません。というのも、まだ工事計画として明らかになっていないという状況でございますので、なかなかその記載の反映というのが難しい状況である中で、今回の表記とさせていただいております。

○宮越委員 分かりました。もう既に計画があつて、具体的にまだ決まっていないということだったので、時期としても重複する可能性はあるという理解でよろしいですか。

○事業者 御指摘のとおり、重複する可能性があるというところでございますので、今後引

き続き協議、調整を図ってまいりたいと考えております。

○宮越委員 分かりました。時期が具体的に決まっていなくてなかなか難しいという御事情はよく分かるのですけれども、時期が重複する可能性があるということであれば、やはり影響がある可能性はありますよね。ですから、この2行だけではなくて、もう少し書かれてもいいのではないかと思います。

最後のはコメントです。以上です。ありがとうございます。よく分かりました。

○事業者 ありがとうございます。

○坂本部部长 どうもありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。

○池本委員 池本ですが、よろしいでしょうか。

今回の事業で保全対象というのをどう考えているのかなという御意見を聞きたいなと思っております。例えば、生活環境項目とかであれば、住んでいる人とかがいるようなところで事業を行う場合は、その住んでいる人とかがあるというのは分かりやすいと思うのです。今回は商業地域になっておりますので、次に商店とかお店関係といったところも考えているのかとか、あとは意見でも出ていたのですが、利用者もあると思うのです。先ほどの工程表の上のところでは利用者に対する配慮も記載があったのですが、各項目の中で、利用者に対してどれだけ配慮した予測評価を行っていくのかというのがちょっと見えてこないと感じたのですが、その辺りをどのように考えられているのかを教えてくださいませんでしょうか。

○事業者 まず1点目、保全対象でございますけれども、幾つかある中で1つ取り上げさせていただきますと、例えば本編の57ページをお開きいただけますでしょうか。計画地ですとか近辺については、基本的には商業あるいは業務といった用途になっておりますので、あまり住宅用途の土地利用は見られていない状況ですけれども、もう少し広域的に見ますと、例えばここで1点取り上げますと、左下のほうに「11」と振ってあるところです。これは大気汚染の調査と予測評価をしたところですが、ちょうど学校教育施設ということで文化服装学院があるところで、そういった道路断面の中でもある程度保全対象ということを考えながら位置の設定等をさせていただいたところでございます。1つだけ取り上げさせていただきました。

もう1つの、利用者への配慮でございますけれども、基本的に環境アセスメントの対象としては、計画地周辺への影響という観点で取りまとめておりますので、今回のこの施設の利用者ということで理解させていただきますと、それについて具体的などころはないのですけ

れども、ただ、この計画に当たりましては、施設を利用される方の歩行者の動線等、例えば本編の27ページを見ていただきますと、これは地下1階レベルということで、例えば今現在ですと小田急線新宿駅ですとか、東側のほうに行きますとJR線の改札、西側のほうには京王線の改札等がある中で、非常に歩行者の流動があるところになってございます。その中で、今年に中央部右寄りのところにあります東西自由通路が開通しまして、そちらから西側に抜けていく方向というのは、歩行者流動が拡散するような形で、現在もそうですけれども、こういった利用者が利用しやすいような動線整備等を進めてまいるということで、計画上の考え方としては持っているという状況でございます。

抜粋でございますけれども、以上でございます。

○池本委員 ちょっと聞き方が悪かったかもしれないのですが、今回、使いながら工事をしていく事業、区画ごとに工事をしていきながら作っていく事業だと思っております。その中で、利用者が工事中でも近くにいるという状況だと思っております。その利用者に対して各項目で配慮していく必要はないのかなと感じたのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 そうですね、計画地を通過するような形になります。例えば、33ページを御覧いただけますでしょうか。切り口としては歩行者の動線になってきますけれども、下から2段落目の辺りに記載しております、先ほどの新宿駅あるいは東西自由通路に関連するところの中で、現在そういった施設に接続している部分に関しましては、工事中においても通路機能を確保・保持するとともに、西口駅前広場との往来が可能な形で歩行者の安全に配慮した仮設・切回し工事ということで、段階的に進捗に応じて進めるということで、工事の進め方を書かせていただいております。工事中の影響ということで、「大気汚染」等ですとか、「騒音・振動」に関しましては、周辺への配慮も含めてになりますけれども、この評価書案の中で記載したような保全措置を徹底してまいるということで、配慮は同じく努めてまいりたいと考えております。

○池本委員 今御説明いただいた方向性でいいとは思いますが、例えば対象者数で言うと圧倒的に利用者が多くなると思っておりますけれども、各項目の中でそういったものを抜き出して、定性的でもいいのですが、可能な範囲で予測評価とか保全措置とかをまとめて書いたりするようなことも考えられると思っておりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○事業者 構成にも関わる部分になりますので、審議会事務局と御相談させていただきたいと思っておりますので、その点は今後検討させていただきたいと思っております。

○池本委員 分かりました。その辺は、検討でどうなるかというのはあると思っておりますが、

検討してもいいことかなと思いましたが、よろしくお願ひします。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

○坂本部長 ありがとうございます。それでは、調整等をよろしくお願ひいたします。御検討ください。

そのほか、ございますでしょうか。

選定項目としては、あと「風環境」があるのですがけれども、宗方さん、「風環境」に関して何かありますか。幅広く御質問等をお願ひできれば。

○宗方委員 区長の意見で、風への配慮ということがありましたよね。今回のような、ぼんと建っているだけの建物というのは、配慮の仕方というのはかなり難しいのではないかと。暴風壁とか植栽を設けるのもなかなか難しいようなデザインですし、その辺をどのように御検討されているのか教えてください。

○事業者 風環境というと、223 ページを御覧いただければと思います。この敷地形状からしてでございますけれども、なかなか限られた敷地の中で計画を立てていかなければいけないというところではございましたけれども、幸いでございますけれども、計画地につきましては南北方向に長い形状になっております。この計画地としましては、206 ページを見ていただきますと、周辺の測定局では、この地域については北方向、そして南南西、南北の方向に卓越しているという状況でございます。そうしますと、先ほどの建物形状からすると、高層部は建設することになりますけれども、比較的風を遮蔽しにくい形状ということで、受け流すような流れが出てくるということで、建物形状からしてそういった風の影響というのは比較的、卓越風に対して横長の建物よりも風の影響が出にくいような建物形状になっているかと思ひますし、高層部の足元の基壇のところには中層部、低層部等を設けるといふことで、風環境的には配慮された形になっているかなと考へてございます。

○宗方委員 ありがとうございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

そのほか、項目としては「電波障害」があるので、これは事務局に聞いたほうがいいのかももしれないのですがけれども、御担当委員が今日は御欠席でコメントもないということなのですけれども、第2回目に御出席いただけたら改めて議論してもよろしいものですか。

○宮田アセスメント担当課長 そうですね、小林委員から特に今日の時点ではコメントを預かっていないのですがけれども、選定項目にありますので、それは改めて、2回目については出席されることもあるかと思ひますので、小林委員のほうにその辺りについては確認をした

いと思います。

○坂本部長 御確認いただければと思います。

オンラインで御出席の先生方、ほかに質問等ございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

○日下委員 先ほどの「風環境」なのですけれども、KDDI のビルだと北風と南風が卓越方向だという御説明だったのですよね。

○事業者 はい、そうです。

○日下委員 資料編を見ると、KDDI の上についている風向・風速計が、普通、屋上からタワーとかポールみたいなのを立てて風向・風速計を設置すると思うのですけれども、写真から判断すると結構ビルのすぐ上ぐらいにつけてるように見えるのです。そのせいで、気象庁の卓越風向と少し違った結果が出ているのではないかと感じました。普通は多分、冬は北北西～北西ぐらいで、夏は南西が卓越風向になると思うのですけれども、やはり 16 方位でちょっと違いますよね。16 方位レベルで違うのは普通はあまり気にしないのですけれども、今回はこの建物の方向が長細くて、ちょっと違うだけで結構違う可能性があるので、何とも言えないのですけれども、先ほどの説明で、こちらを向いているから大丈夫という説明の仕方はちょっと微妙かもしれないなと思いました。

○事業者 「風環境」に使われました KDDI ビルの屋上に関しては、今回測定している状況の写真は掲載してなくて、おそらく資料編の 47 ページの大気調査の期間中に併せて行った気象調査の地点のほうかと思いますが。KDDI ビルに関しましては、東京管区気象台というのも当初段階では検討しておったのですけれども、それよりも近場に屋上で測られている観測データがある中で、より近いところが望ましいということと、あとは観測の高さとしても、地上から 187m 相当の地点になっております。極力、風の影響、建物の影響というのは、遮らない、影響を受けないような形の測定ということで考えておまして、こちらの各気象台よりも近い KDDI ビル屋上の 10 年間のデータを採用させていただいたところがございます。

○日下委員 多分それは違って、高いビルの上にあるからビルの影響を受けていないということは言えなくて、このビルの影響を受けてしまうと思うのです。この写真を見ると、ビルの屋上の地面みたいなところから低いところにタワーが立っているように見えて、この柵みたいな上に立っていて、気象庁みたいにビルの屋上にタワーを立ててそのビルの影響を受けないように非常に高いところに立てるなら分かるのですが、これはビルの屋上高から見ると低いのですよね。そうすると、卓越風向によっては少し違うふうに出るので、そういうの

を使うよりは、本来は多分それであれば気象庁のを使ったほうが、大手町と新宿は風環境として少し遠くても一般風はほぼ同じなので、そんなに風向は変わらないので、そちらのほうがよかったのではないかと思います。ただ、今からそれで駄目だというわけではないので、この結果で構わないのですが、説明するときに、「KDDI の風向がこちら方向なので、このビルに対してはこの角度から当たるから大丈夫だ」という説明の仕方はやめたほうがいいと思います。

○事業者 少し誤解があったなら申し訳ございません。今画面でも表示いただいている資料編の47ページについては、これは「風環境」の予測条件として基準風として設定した測定状況の写真ではありません。別の「大気汚染」の絡みで調査したものですので、KDDI ビルでの状況写真ではないということをつけ加えさせていただきます。ちょっと分かりづらくて申し訳ございません。

○日下委員 実際はもっとちゃんとした風測定のものを使っているということですか。

○事業者 そうです。これとは別の形で、実際には風工学研究所さんに今回の風洞実験をやっていただいておりますけれども、そちらで測定しているデータを用いております。

○日下委員 分かりました。では、ちゃんとやっているならいいです。結構です。

○事業者 ありがとうございます。

○坂本部会長 日下先生の御指摘は、ビルの影響を受けないようなデータを使っているのですねということだと思うので、御確認いただくと、とはいえ何か資料があればお示しいただけると明快だと思います。よろしく申し上げます。日下先生、どうもありがとうございました。そのほかに御指摘等ございますか。

○袖野委員 袖野です。全体的なことでもよろしいでしょうか。

一般的な質問になってしまうのですが、最近の工事で、コロナの影響もあつたりして工事期間が延びてしまうということがあるのですが、今回、コロナもオリンピックもおそらく終わった後の2022年度着工ということなのですが、工事が遅れることによって、例えば低騒音型の機械を使わずに大きな音を出してしまったりという例がこれまでも出てくるころなのですが、そういった工事が延びるようなリスクといたしますか、不確定要素が多いと思うのですが、現時点で分かっている範囲で何か気になる点とか、そういった工事期間で、工事の工程にちゃんと環境配慮行動ができるような余裕があるのかどうかという点のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○事業者 工事期間につきましては、現在、施工者は決まっていない段階ではございますけ

れども、この環境影響評価を行うに当たって設定しておりまして、極端に切り詰めておるですとか極端に長いということではなくて、適度な工事工程ということで、それなりに現段階で考え得る工期を設定させていただいております。

工事時期につきましても、予定どおり進めてまいりたいと考えているところでございます。また施工者が決まった段階で、この辺りの調整、検討を進めていきたいと考えております。

○袖野委員 ありがとうございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

そのほか、ございますか。

○宗方委員 1点いいですか。また別件ですけれども、この配置が新宿西口のビル群の、都庁の第一庁舎の北側を通っている東西の線の突き当たりのビスタみたいな状態でありますよね。春分とか秋分とか、太陽がほぼ西のところで沈むときに、この道路に直射日光がどんと反射して、地下になったところは関係ないのですけれども、新宿駅に向かう道のところにごく直射日光の反射したものがどんと来るような懸念はないですか。

○事業者 先生の御指摘は、4号街路という道路なのですけれども、そのちょうど正面にビルが建つことによって西日を……。

○宗方委員 春分や秋分だと、低いところから、ほぼ真西ぐらいから来ますよね。これは南側に向いているから時期で言うはずれますけれども、低いところから来て、新宿駅に向かうとしたら真正面からどんと反射したものがドライバーの目に入るという。

○事業者 光害の件ですね。

○宗方委員 そうですね。光害と言いますよね。そういう懸念はあるかなと一瞬思ったのですね。運転さえしていなければ象徴的で面白いのですけれども。

○事業者 光害に関しましては、まだ設計が基本設計の段階なものですから、今後こういった、いわゆる町なかに建つ建物になりますので、4号街路だけではなくて、周辺の建物に対してどういう影響が出るかといった検証はしなければならぬと考えておりますので、今の御意見もいただきましたので、そこは慎重に設計、検討していきたいと思っております。

○宗方委員 非常に興味深い状況だと思いますので、ぜひ御検討のほどをよろしく願います。

○事業者 ありがとうございます。

○坂本部長 宗方先生、御指摘ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、本日の審議は終わります。

事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は席にお戻りください。

○坂本部会長 そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして第二部会を終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 49 分閉会)